

第1章 総 則

1 計画の目的

この計画は、大阪市地域防災計画の規定に基づき、東住吉区域における災害予防、災害応急対策、災害復旧対策にかかる防災計画の基本的な事項について、区の地域特性及び実情に応じて定める計画であり、東住吉区役所（以下「区役所」という。）及び防災関係機関が相互に協力するとともに、市民（区民）等、事業者による自主防災活動との連携、支援を含め、防災活動の総合的、計画的かつ効果的な実施を図り、市民（区民）等及び事業者の生命、身体、財産を保護することを目的とするものです。

2 用語等の定義

この計画における用語の意義は、大阪市地域防災計画の例によるものとします。

3 計画の見直し

区役所及び防災関係機関は、この計画に基づき、東住吉区域における効果的・効率的な防災対策が実施されるよう努め、区役所は、この計画を随時見直し、必要があるときは、改定を行うものとします。また、女性、高齢者や障がい者、ボランティア団体等、多様な主体の参画促進に努めます。